

第 1 部

管内公共牧場における乳頭腫の現状と防除対策の検討

西部家畜保健衛生所

丸山 稔 菊島 一人ほか

1 はじめに

牛の乳頭腫は牛パピローマウイルス(以下「BPV」とする。)の感染を原因とする牛の感染症であり、皮膚、乳頭、消化管、膀胱などに乳頭腫を形成するもので、乳牛では乳頭に発生した乳頭腫により搾乳が困難になることが問題視されている。管内公共牧場(以下、「A牧場」とする。)は、八ヶ岳南麓に位置する施設であり、県内全域の農家から乳用牛・肉用牛の預託を受けて管理をしている。乳用牛は6カ月齢以上の育成牛の飼養を主に任されており、種付け実施後、概ね分娩2カ月前まで飼養される。退牧後各農家で分娩、搾乳に供されるが、その際、乳頭に発生した乳頭腫によって搾乳が困難になる事例が見受けられる。そのため、預託牛における乳頭腫浸潤状況を調査するとともに、対策について検討したので、その概要を報告する。

2 農場の概要

A牧場は、管内の北部、八ヶ岳の南麓の標高約1,000~1,700mの南向き斜面に位置する約620ヘクタールの広さをもつ牧場である。主に5月中旬(一斉入牧)から10月中旬(一斉退牧)まで、県内各農家から預託された乳用牛・肉用牛を分場の放牧地で管理し、10月以降翌年の5月までは、農家の希望により冬期預託された牛を、本場の預託牛舎内で管理している。年間を通じて、分娩2ヶ月前になったものは順次、個別に退牧をしていくシステムとなっている。その他、県有牛として、黒毛和種の繁殖牛を約200頭を飼養している。

3 取組み内容

(1) 浸潤状況調査

放牧期間中の一斉入牧(5月)から一斉退牧(10月)までに毎月1回、体表・乳頭での乳頭腫発生の有無・タイプを調査した。乳頭腫のタイプは、接触により伝播するとされるBPV-1,2、BPV-6、吸血昆虫により伝播するとされるBPV-5、を形態により分類した。

(2) 防除対策の検討

①乳頭へのオゾン水散布による効果

冬期預託期間(平成23年1月~3月)に全頭を対象に乳頭へオゾン水を毎日散布し、乳頭腫の発生状況等を確認した(図1)。

②薬剤投与等による効果

14~26カ月齢の乳頭腫が重篤な個体を対象に以下の措置を行ない治療効果を確認した。(各群10頭)

ア. イベルメクチン製剤0.2mg/kgを15日間隔で2回皮下投与。

イ. ベルトワックスを幹部に1~2週間隔で3~4回塗布(図1)。

ウ. インターフェロン α 製剤2.3mg/kgを5日間隔連続舌下投与。

図1

オゾン発生装置



ベルトワックス



4 結果

(1) 浸潤状況

乳用種における5月調査時の陽性率は体表で16.6% (H22: 16.8%)、乳房で27.9% (H22: 25.6%)、10月調査時には、体表で20.8% (H22: 49.3%)、乳房で27.9% (H22: 63.5%) でH22年度と比較し、体表、乳房ともに大きく減少した。

また、乳頭腫の型別では、6型が89%、5型が6%、1又は2型が2%であった。

(図2、3)

図2 放牧開始及び終了時の陽性率(乳用種)

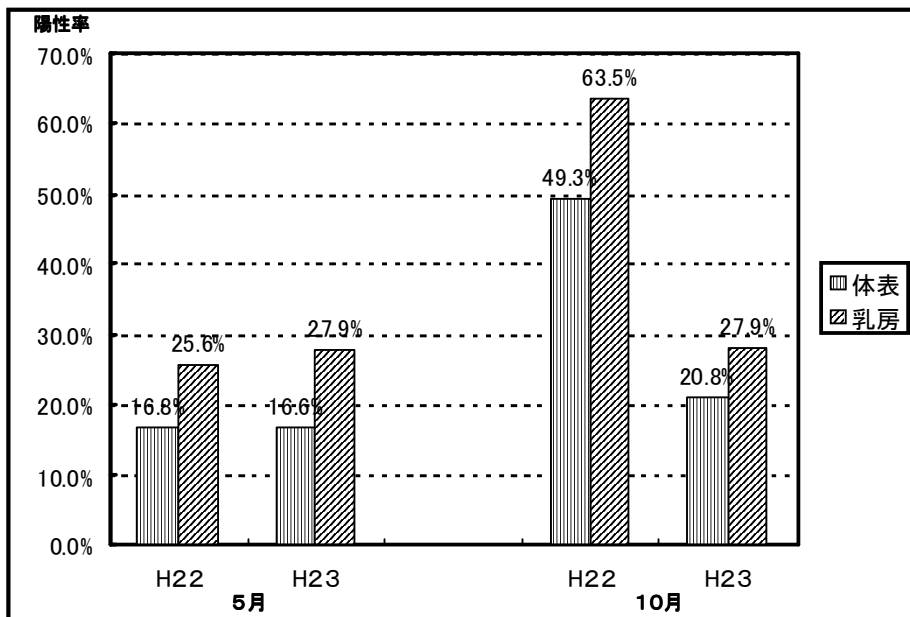
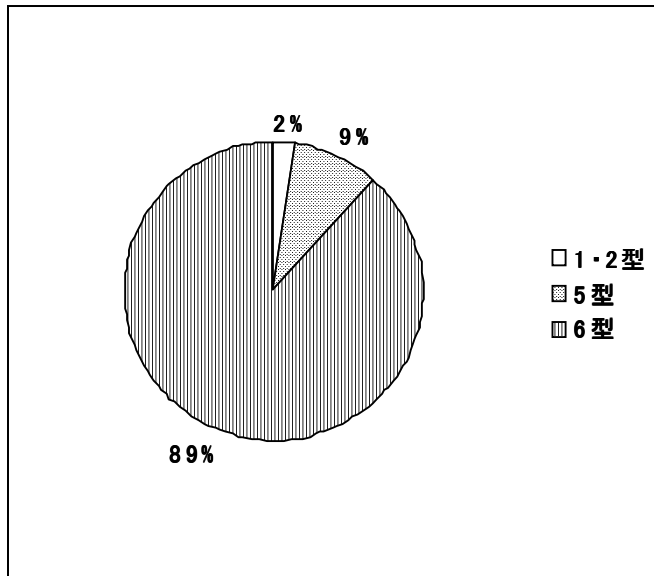


図3 乳頭腫の型別(乳房)

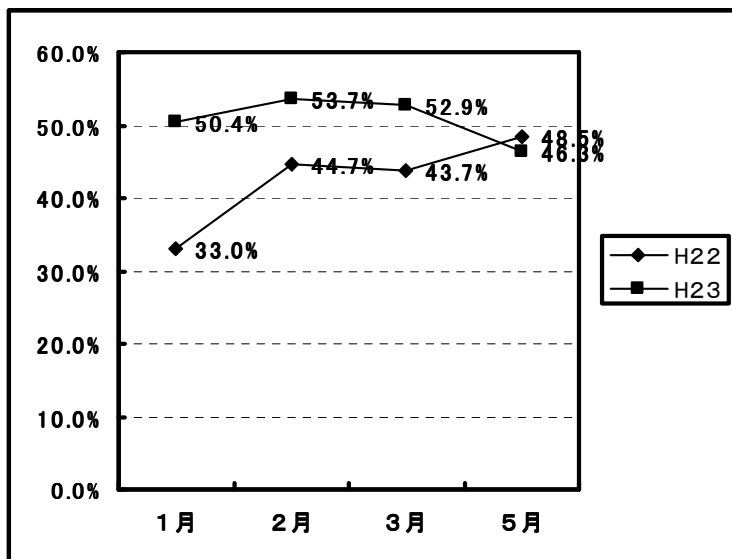


(2) 各種防除対策

①オゾン水散布の効果

冬期預託期間中の乳用牛の乳房における陽性率が、H22年では1月33.3%から5月48.5%と増加したのに対し、H23年は1月50.4%から5月46.3%へと減少した。(図4)

図4 オゾン水散布の効果(乳用種・乳房)



②薬剤投与等による効果

各群ともに、ほぼ全頭において搾乳が可能な程度まで治癒したが、インターフェロン投与群が他の群と比較し、短期間で治癒する傾向にあった。(図5)

図5 薬剤投与による効果

	治 癒 頭 数					
	3ヶ月後	4ヶ月後	5ヶ月後	6ヶ月後	7ヶ月後	8ヶ月以降
イベルメクチン	0	0	1	0	1	8 (2)
ベルトワックス	1	0	0	0	1	6 (3)
インターフェロン	0	1	3	0	0	4 (0)

※退牧後治癒の()は、残存しているが、搾乳可能なもので、内数

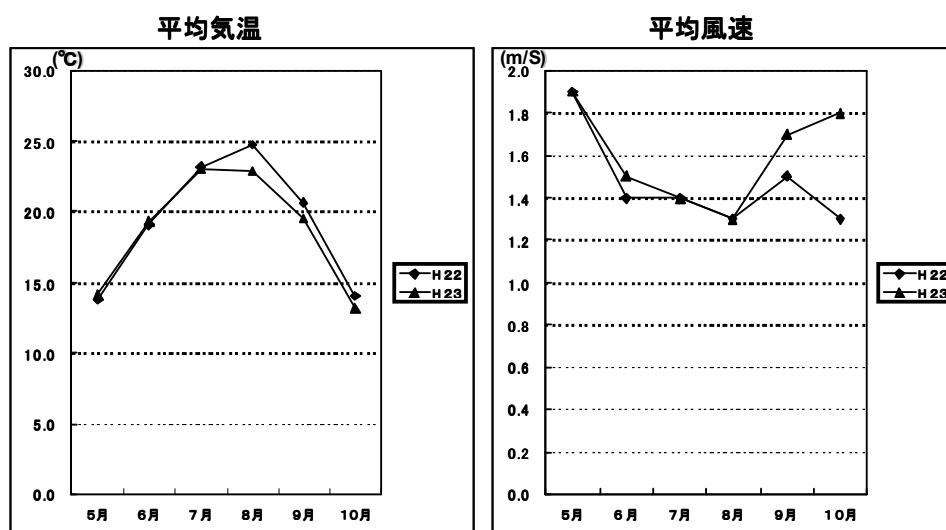
5 まとめ及び考察

(1) 浸潤状況

前年度と比較し、放牧終了時の10月時点での乳用牛の陽性率が、体表、乳房ともに大幅に減少した。

陽性率減少の理由は、昨年と比較し、8月以降の気温の低下、風速の増加により、感染を助長していると思われる吸血昆虫（ブユ）の活動が低下したことが要因としてあげられる。（図6）

図6 放牧期間中の気象データ



※北杜市大泉における気象データ

(2) 防除対策

① オゾン水散布

乳房の陽性率が低下しているが、これは、オゾンの殺菌効果により、皮膚表面のウイルス量が低減したことに加え、オゾン水は、臨床分野でも皮膚病の治療として用いられている例もあることから、乳房の修復にも効果があると考えられる。

ただし、夏期放牧期間中における連日散布は、多大な労力が必要なうえ、新たに電源及び水源の確保も必要となることから、現状では難しい。

② 薬剤投与等による治療効果

各薬剤ともに、治癒効果はみられたが、治癒までに数ヶ月を要することや、以前から効果が認められている、インターフェロン α 製剤以上の効果は無いことから、今後も有効な治療法について、今後も検討を進める必要がある。

(3) まとめ

今後、特に乳用牛の放牧推進には、乳頭腫の予防対策が必要不可欠であるが、現状有効な対策が無く、また、対策に多大な労力を要することは、放牧本来の目的である省力化と相反する。

このため、早急なワクチン開発が望まれる。

ぶどう園跡地でのホルスタイン去勢牛放牧と地域活性化の試み

保健指導課 主査 深澤 映生

【概要】

A観光農園は、「ぶどうとワインと地元の特産品を結びつけて宣伝し、地元への集客を行うことで地域の活性化と収益の向上を図る」ことを目的とし、廃ぶどう園などの耕作放棄地を解消し、ぶどう園として再生させるための方策として昨年からはホルスタイン去勢牛の放牧に取り組んでいる。循環型農業を推進しており、これまで廃棄していたぶどうやワイン生産副産物の飼料としての有効活用と、放牧による耕地再生や果樹園などでの農作業に放牧作業体験（電牧設置や草刈り、餌やり等）を取り入れた「ぶどうばたけオーナー制度」の実施と、自然の中でぶどう生産副産物等を食べ元気に育ったという付加価値を付けた放牧牛肉「ヤンググラスビーフ」の地域特産化を行い、放牧終了後に会員に料理として提供するなど、都市からの集客の向上と地域活性化による収益の向上を目指している。

当所では昨年度に引き続き、放牧支援と自立した放牧実施システムの確立のため、関係機関と連携して支援を行った。

図1に示すとおり、家保が中心となって関係機関と連携し、放牧技術の支援や衛生指導、地域酪農家とA観光農園との連絡調整及び料金設定への助言や、市役所等への放牧による耕地再生の効果について情報提供を行った。

【取り組み内容および結果】

地域の活性化による収益の向上を図るため、自立した放牧の仕組み作りの検討を行った。（表1）

放牧した牛は、A観光農園が地域の酪農家から購入を行った。

今年度の放牧の取り組み

- 甲州市勝沼町菱山地区(40a)
昨年に続き放牧2年目
- 放牧牛
ホルスタイン去勢牛 2頭(12、14カ月齢)
- 放牧期間
H23.8月2日～11月29日(放牧日数119日)
 - ・7月10日 事業主体が電牧を設置(第1牧区)
 - ・8月2日 牛の導入・放牧開始
 - ・8月21日 第2牧区電牧拡張
 - ・10月6日 第3牧区電牧拡張
 - ・11月29日 退牧(樹食肉流通センターへ出荷)
- 補助飼料(大麦圧パン・フスマ) 他:ぶどうはさみ屑等

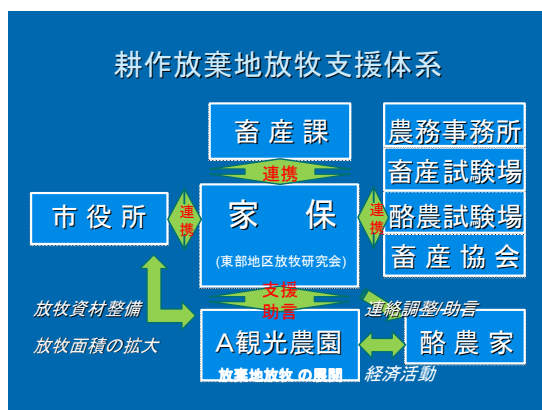


図1 支援体制

表1 今年度の放牧取り組み内容

放牧実施場所は、甲州市営ぶどうの丘の下に位置し、南側に傾斜した、雪害で廃園となった旧ぶどう園跡地である。（図2）

立地的に、ぶどうの丘から勝沼ぶどう郷駅に向かう遊歩道沿いに位置し、観光客や周辺の住民に耕地再生の放牧技術を実証し、展示するには最適な場所であり、A観光農園でも、農地に牛のいる光景を観光ツールとして活かすとともに、自身のホーム

ページで都会に向けて情報発信を行っている。雑草の減少に併せ、放牧範囲を第①牧区から第③牧区へと順次拡張した。



図2 放牧実施場所

(1) ホルスタイン去勢牛放牧による耕地再生のための放牧技術の実証と展示

①放牧の除草効果を(図3)に示した。



図3 放牧による除草効果

放牧1地年目の昨年は、一面、クズで覆われていたが、2年目の今年はクズが絶え、アカザ中心の植生となり、草の量はかなり少なくなっている。

9月頃からアカザが枯れた後、一面に草で覆われたが、過去にぶどう園の下草防除対策として、ケンタッキーの種子を

播種した経緯があるとのことから廃園となった後、クズやアカザに追いやられていたものが復活したと思われる。

これまでの放牧の経験から、同じ場所で継続して放牧を行う場合、餌としての草を確保するため、牧草の播種等人工的な草地とする必要があり、本事例でも牧草地化を検討している。

②ぶどう生産副産物等の給与状況を(図4)に示した。



図4 ぶどう生産副産物等の給与状況

農務事務所との連携により、地域のスイートコーン収穫後残渣が入手でき給与を行った。

A観光農園は、ワインの醸造も行っており、従来は廃棄物として捨てていたワインの搾り粕を給与したが、嗜好性はかなり高かった。ぶどう生産の副産物である、ぶどうのはさみ屑(ぶどうの房を整えるために切り取ったぶどうの粒)は地域の放牧賛同者により給与され、やはり嗜好性は高かった。

③放牧研究会の研修会の様子を(図5)に示した。



図5 放牧研究会研修会

放牧実施者や支援機関関係者と農務事務所、放牧実施市町村の担当者だけでなく、新たに放牧を検討している市町村担当者の出席を得た。

スライドによる放牧の事例報告を行い、耕地再生の効果や、今後の自立した放牧の取り組みに必要な方策について、市町村の担当者に説明を行った。その後、菱山地区の放牧地で現地検討会を行い、放牧の耕地再生効果を確認した。

④放牧中の給与飼料について（表2）に示した。

放牧技術の実証(飼料等)	
➢ 雑草の種類の変遷	・カラス/エントウ(6月)・葛(8月)・アガサ(8~9月)・ケンタッキー
➢ 補助飼料(放牧期間給与)	・大麦圧ペン:0.5kg/1頭、フスマ:1kg/1頭
➢ ぶどう生産副産物	・ぶどうはさみ屑:10kg/日・2頭 飽食給与 ・ワイン搾り粕:(10/20~11/29 飽食給与)

表2 放牧中の給与飼料

放牧期間中の餌の大半は雑草であったが、参考に放牧地の雑草の変遷を示した。

放牧終了後の食肉としての肉の利用を考え、補助飼料として10月から大麦圧ペンとフスマを給与した。また、次年度以降の当放牧地を放牧の基幹牧場とするため、10月7日に牧草(トールフェスク、ケンタッキーブルー)の種子の播種を行った。

⑤放牧牛の発育性と産肉性を(表3)に示した。補助飼料と、ぶどう生産副産物の給与の影響か、思った以上の成績が得られた。

放牧技術の実証(発育性・肉量)	
➢ ① 増体量(推定尺による推計体重・開始時月齢 A牛:14ヵ月, B牛:12ヵ月)	A牛:開始時 208kg 退牧時 295kg 増体量 87kg B牛: " 200kg " 264kg " 64kg
➢ ② 枝肉量(退牧時月齢 A牛:18ヵ月, 16ヵ月)	A牛: 117kg (枝肉歩留り 39.7%) B牛: 111kg (" 42.0%)
➢ ③ 正肉量	A牛: 79.8kg (正肉歩留り 68.2%) B牛: 77.7kg (" 70.0%)

表3 放牧牛の発育性及び産肉性

⑥放牧の経済性を(表4)に示した。

放牧技術の実証(経済性)	
➢ 牛の輸送経費	5,000円/1回 合計 1万円
➢ 補助飼料購入経費	合計3,804円
・大麦圧ペン: 2袋 単価 781円	計 1,562円
・フスマ : 2袋 単価 1,121円	計 2,242円
➢ 食肉処理経費	46,122円
➢ 計数で表しにくい経済効果	・除草効果、観光ツールとしての効果 ・放牧牛肉の高付加価値化、地域特産品化

表4 放牧の経済性

牛の輸送は、牛を購入した酪農家に依

頼した。輸送経費の話し合い時に当所で助言を行い、輸送距離にかかわらず、1回の輸送で5,000円と取り決めた。補助飼料の購入も、この酪農家から行った。

この他、主な経費として放牧牛の購入代金があるが、当所のアドバイスに基づき、購入月齢を考慮して、酪農家とA観光農園の間で自主的に取り決められた価格のため、記載していない。

先に述べた、放牧牛から得られた肉量と、これら経費を単純に比較すると、収支は完全にマイナスとなる。

しかし、肉用牛の肥育経営とは異なり、本事例の放牧では、除草効果や農地に牛のいる光景を観光ツールとして活用する視覚的な効果及びA観光農園が目的とする、ぶどう生産の副産物を餌に、自然の中で健康に育ったという放牧牛に付加価値を付けた地域特産化や、放牧終了後に「オーナー制度」の会員へ食材として活用することを検討しており、集客の向上による収益性の向上効果は未知数ではあるが、決して小さくはなく、数字で表しにくい大きな経済効果が期待される。

A観光農園では、これらの経済効果の更なる向上を目指して、次年度以降も放牧に取り組む予定である。

(2) 地元の行政等と連携した、自立した放牧実施システム確立の検討

①地元の行政と連携した放牧実施システムの構築活動を（表5）に示した。

まとめ及び成果①

- 自立した放牧実施システムの構築支援
 - ➡ 市役所への働き掛け(放牧効果のPR)
 - (鳥獣害対策会議等での放牧の情報提供)
 - (放牧検討会での事例紹介・現地検討会)
- 次年度への効果
 - ・農業委員会による放牧実施地区の確保
 - 放牧予定地区周辺住民の合意形成
 - ・耕作放棄地協等の事業による放牧資材の整備

表5 地元の行政との連携

自立した放牧実施システムの構築支援として、鳥獣害対策会議や放牧研修会の場で、放牧の事例や効果について、市役所担当者に積極的にPRを行った。

その結果、耕作放棄地解消のための放牧を行う上で必要となる、農業委員会による耕作放棄地の幹旋や、放牧予定地区住民の放牧への合意形成への協力が得られること並びに、耕作放棄地協等の対策事業による放牧資材の整備が有利に行えることが期待できる。

②地域の酪農家との経済的連携と協力体系の確立支援を（表6）に示した。

まとめ及び成果②

- 酪農家との経済的連携と協力体系の確立支援
 - ➡ 酪農家と放牧実施主体の連絡調整
 - (放牧馴致、入牧・退牧時の輸送調整等)
 - (放牧牛の価格・輸送料金等設定の助言)
- 次年度への効果
 - ・明確な料金設定、ルール作りにより、自立した経済活動としての放牧の実施が可能となった

表6 地域酪農家との連携

自立した放牧の実施のため、酪農家と

A観光農園との経済的連携と協力体系の確立支援として、放牧馴致と入牧や退牧時の輸送調整及び、放牧牛の購入価格や輸送料金等の設定時のアドバイス等、両者の連絡調整と助言を実施した。

その結果、今後の、民間ベースでの耕作放棄地解消対策としての放牧技術の普及推進に必要な、放牧牛の販売や牛の輸送などを明確な料金体系の下に経済活動として行う拠点としての酪農家の確保と、放牧を行うための酪農家と放牧実施者の間のルールと仕組み作りができ、今後の自立した放牧推進を円滑に行うことが可能となった。

当所としては、次年度以降も、これらの成果を元に関係機関との連携を密にしながら、耕作放棄地放牧の支援に取り組む予定である。

【まとめ】

関係機関と連携した取り組みにより、耕作放棄地解消対策としてのホルスタイン去勢牛放牧について、自立した放牧実施システムの確立を行うことができた。

A観光農園では、循環型農業を実践しており、ぶどう生産副産物資源の多給与による放牧牛肉の地域特産化と放牧後の観光農園での利用や放牧を取り入れたオーナー制度について次年度以降も検討するとともに、当放牧地を基幹牧場と位置付け牧草地化することで、耕作放棄地対策としてのホルスタイン去勢牛放牧を継続実施する予定である。

今後も、家保として、家畜の衛生管理を中心とした継続支援を行う予定である。

管内で発生した口蹄疫疑い事例～初動防疫時の課題と対策～

山梨県西部家畜保健衛生所 ○大町雅則、菊島一人他

1. はじめに

平成 22 年に宮崎県で発生した口蹄疫は、畜産業界のみならず地域経済に甚大な被害をもたらした。初動防疫体制を強化するため、農水省指導の下、各県で防疫マニュアルの作成、必要物品の調達、関係機関との連携強化、防疫演習等に取り組んできた。平成 23 年 4 月には家畜伝染病予防法が改正され、飼養衛生管理基準が強化された。本県でも周知を図っていた矢先の平成 23 年 8 月に管内で口蹄疫疑い事例が発生した。

2. 発生農場及び患畜の概要

発生農場は黒毛和種繁殖雌牛 200 頭を飼養し、生産した子牛を県内農家へ販売しており、農家育成牛等の預託放牧も行っている。

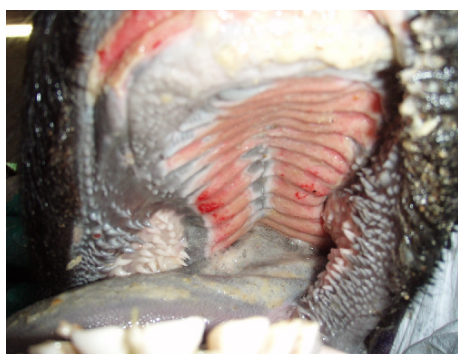
当該畜は 18 ヶ月齢の黒毛和種雌牛で、平成 23 年 8 月 16 日に牧野で起立不能な状態で発見され、分娩舎へ収容された。その後 6 日間加療したが回復せず、8 月 22 日に口腔内潰瘍を確認し、当初へ電話連絡があった。農水省と協議した結果、口蹄疫の疑いはなく、検体搬送の必要なしと判断された。

病変部位の写真

事例当日：血液混じりの泡沫性流涎、鼻鏡、口腔粘膜、舌尖端にび爛・潰瘍



1週間後：食欲回復せず、重度の消瘦、脱水。鼻鏡のび爛は1枚の瘡蓋形成、口腔内、舌の潰瘍も回復。



3. 通報後の対応

- 16時30分 電話連絡を受理、直ちに畜産課へ概要を報告。
- 17時10分 防疫員2名が現地へ出発
他の職員：制限区域・消毒ポイント設定等初動防疫の準備に着手
- 18時00分 農場到着
- 18時30分 臨床検査終了
- 19時00分 写真撮影終了→聞き取り調査開始、検体採取開始
- 19時50分 画像入りSDカード受け渡し（農場・家保の中間地点）
- 20時00分 調査表完成
FAX送信：現地→家保、家保→畜産課
- 20時10分 農水省へ初報←畜産課
- 20時20分 画像入りSDカード家保到着、畜産課へデータ送信
- 20時30分 農水省へ画像を転送し、
- 22時00分 農水省から検体搬入不要な旨の連絡を受理

各作業の所要時間

農場閉鎖・消毒等の説明に要した時間	25分（18:00～18:25）
写真撮影に要した時間	25分（18:35～18:57）
調査表作成に要した時間	1時間（19:00～20:00）
画像の受け渡しに要した時間	1時間30分（19:00～20:20）
検体採取に要した時間	15分（19:00～19:15）

4. 経過措置に関する指示事項及び当所の対応

検体搬送の必要がない旨の連絡と共に、農水省から「当該畜及び現在の同居牛について1週間の移動自粛及び毎日の経過観察と状況報告」が指示された。

自粛期間が1週間では短いのではないかと、対象牛については隔離後6日しか経過しておらず、初診時の同居牛は大丈夫なのか疑問が残ったことから、当所では、自粛期間を2週間に延長した。

また、潜伏期間が2～3週間程度とされており、防疫指針においても移動履歴等の疫学調査は過去21日間としていることから、初診日を起点とし過去21日間に接触があった牛へ対象牛を拡大した。

5. 病性鑑定の結果

当該畜：BVD-MD、牛伝染性鼻気管炎、牛パラインフルエンザ、牛アデノウイルス病、牛コロナウイルス感染症について、口腔内剥離粘膜の10%乳剤、口腔内スワブ乳剤、尾部病変部スワブ乳剤を用いて、MDBK-SY細胞にて静置培養法を行い、3代培養したがウイルスは分離されなかった。

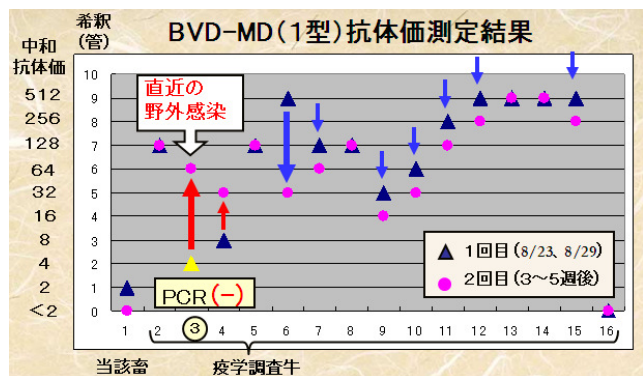
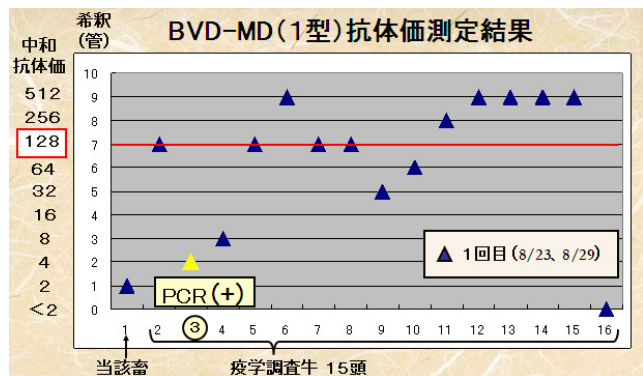
また、悪性カタル熱、牛丘疹性口炎、イバラキ病、ブルータンクのPCR検査を実施したがいずれも陰性で、粘膜病変の原因は不明であった。

疫学調査牛：15頭中1頭から、BVD-MDのPCR検査でウイルスが検出され、ペア血清による中和抗体価が優位に上昇したことから、野外感染が確認された。

BVD-MD 1型の抗体価

左端が当該畜、他は疫学調査牛、3番目がPCR陽性。当該農場のワクチン接種は、生ワクチンを概ね40日齢、65日齢で接種、追加接種は不実施。ワクチン接種後1年半が経過しているにもかかわらず、10頭が128倍以上の抗体価を示した。

下のグラフは3～5週間後の抗体価で、3番のPCR陽性牛は20日後に陰転、抗体価が4管上昇したことから、直近の野外感染であることが確認された。一方、青い矢印で示した個体は抗体価が減少しており、野外感染時の抗体価は長期間持続するといわれている事から、これらの牛については、かなり前の野外感染と推察された。当該農場は、妊娠牛等を農家へ売却し、多数の預託牛を管理していることから、PI牛を介した被害の拡大が懸念される。今後、関係機関を参集し、PI牛の早期摘発、流行状況把握等のため、具体的な対策を協議していく必要がある。



る。また、牛異常産ウイルス調査対象牛7頭のストック血清を用いてワクチン接種後の抗体価を測定したところ、抗体価の上がりが不十分な個体、持続期間が短い個体が散見されたことから、不活化ワクチンの活用を含め、適切なワクチネーションプログラムを再検討する必要がある。

6. 当日の対応に対する課題と対策

調査表作成：所要時間＝1時間

課題：聞き取り調査中に、度々電話が鳴り作業が中断。電話の相手は家保。畜産課の追加指示で聞き取り調査をしており、作業が非効率的でした。

対策：所属毎に情報収集係を1名決めておき、情報の集約化を図るべき。

ファックス等で目に見える内容として伝えた後に電話で聞き取ることにより、間違いの防止、効率的な作業が期待できる。

写真撮影：所要時間＝25分

課題：畜舎全体像の撮り忘れ、暗闇での接写により手振れ画像が多数。

対策：注意事項を明記した撮影部位一覧表を作成し、今後活用していく。

画像の受渡：所要時間＝1時間半

課題：現地パソコンの処理能力不足で画像を送れず、SDカードを農場と家保の中間地点で受け渡すこととなり、貴重な労力もロスすることとなった。

対策：①地域毎に画像転送のための拠点を事前に確保しておく。

県の出先事務所等を選定し、事前協議しておく必要がある。

②データ通信システムの導入を検討中で、デジカメで撮影した写真が自動で、モバイル・パソコンに取り込まれ、インターネット上のソフトを活用して、リアルタイムでの通信が可能となる。

農水省への初報及び関係部署への周知

課題：農水省への初報は画像入手後の20時過ぎ、関係部署への事前周知は行わなかったが、時間外の協議は、担当や上司が帰宅している可能性があり、初動防疫へ向けた迅速な対応ができないことが懸念される。

対策：時間外の対応が確実な場合は、電話受理後速やかにその旨を連絡し、連絡調整会議等開催準備に着手するべき。

効率的な作業体制の構築

課題：誰がどの業務を分担し、進捗状況がどうなっているのかを常に把握し、状況に応じた適切な指示が必要。

対策：業務を時系列に整理したフローチャート、各業務内容を細分化したチェックシート等を含めた「初動防疫時の手順書」を作成し、各作業の進捗状況の把握、効率的・適切な初動防疫に役立てる必要がある。

7. 今後の疑い事例への対応

今回の事例からおよそ1ヵ月後に「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日付）」が公表され、「今後の疑い事例への対応」がより具体的に示された。検体送付の条件は、特定症状を呈する家畜が、複数の畜房内で確認された場合もしくは単飼の場合は隣接する複数の畜房で確認された場合とされ、いずれも2頭以上の発症で初めて対象となる。ただし、症状・写真等から農水省が検体提出を求めた場合は従前どおり検体送付の対象とされている。

一方、検体送付が不要な事例への対応については、経過観察期間を2週間とし、当該農場の飼養家畜（つまり全頭）を対象に臨床症状の有無と体温等を毎日確認することとされ、原因家畜の移動自粛についても経過観察期間終了までと明記された。

8. おわりに

全国で同様の「疑い事例」が発生しており、農水省にはデータが蓄積されているはずだが、最前線で働く我々家畜防疫員には周知されていない。疑い事例への対応は、ほとんどの職員が未経験の領域であり、事の重大さから冷静な対処が困難な状況も考えられ、思わぬ場面で失敗することも懸念される。

全国で疑い事例の発生状況、実際の病変部位の写真、類症鑑別結果等の貴重なデータを予め知っておくことや、失敗事例の「どこに原因があり、どう対処すべきだったか」を検証して陥りやすい問題点を整理し、具体的な対応策を立てておくことは極めて重要です。国は、全国の家畜防疫員へこれらの貴重な情報の共有を図り、初動防疫の効率化に役立てるべきと考えます。